タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	共同交通株式会社（法人番号４４３０００１００４６５５）　代表者中川昌信	北海道札幌市厚別区厚別中央１条１丁目１－２５	本社営業所	北海道札幌市厚別区厚別中央１条１丁目１－２５	R5.2.13	輸送施設の使用停止（４０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他３件	令和４年１１月８日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（４）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	4	4
2	有限会社中湧別ハイヤー（法人番号９４６０３０２００３２４１）　代表者坂本浩	北海道紋別郡湧別町中湧別中町４９４	本社営業所	北海道紋別郡湧別町中湧別中町４９４	R5.2.13	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他３件	令和５年１月１８日、長期未監査を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）、（３）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）	0	0
3	北海道拓殖バス株式会社（法人番号８４６０１０１００１６２９）代表者中木基博	北海道河東郡音更町字然別北５線西３７番地１	帯広営業所	北海道河東郡音更町字然別北５線西３７番地１	R5.2.28	文書警告	タク特法第１６条第１項、第２項	令和４年１２月１日、長期未監査を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運転者証の返納義務違反（タク特法第１６条第１項、第２項）	0	0
4	小鳩交通株式会社（法人番号４４５０００１００１１３０）　代表者谷脇勝英	北海道旭川市永山北１条８丁目３３番地１	札幌支店営業所	北海道札幌市西区宮の沢１条５丁目２２番１号	R5.2.28	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項	令和５年１月１２日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）	0	0
	以下余白									